

第10章

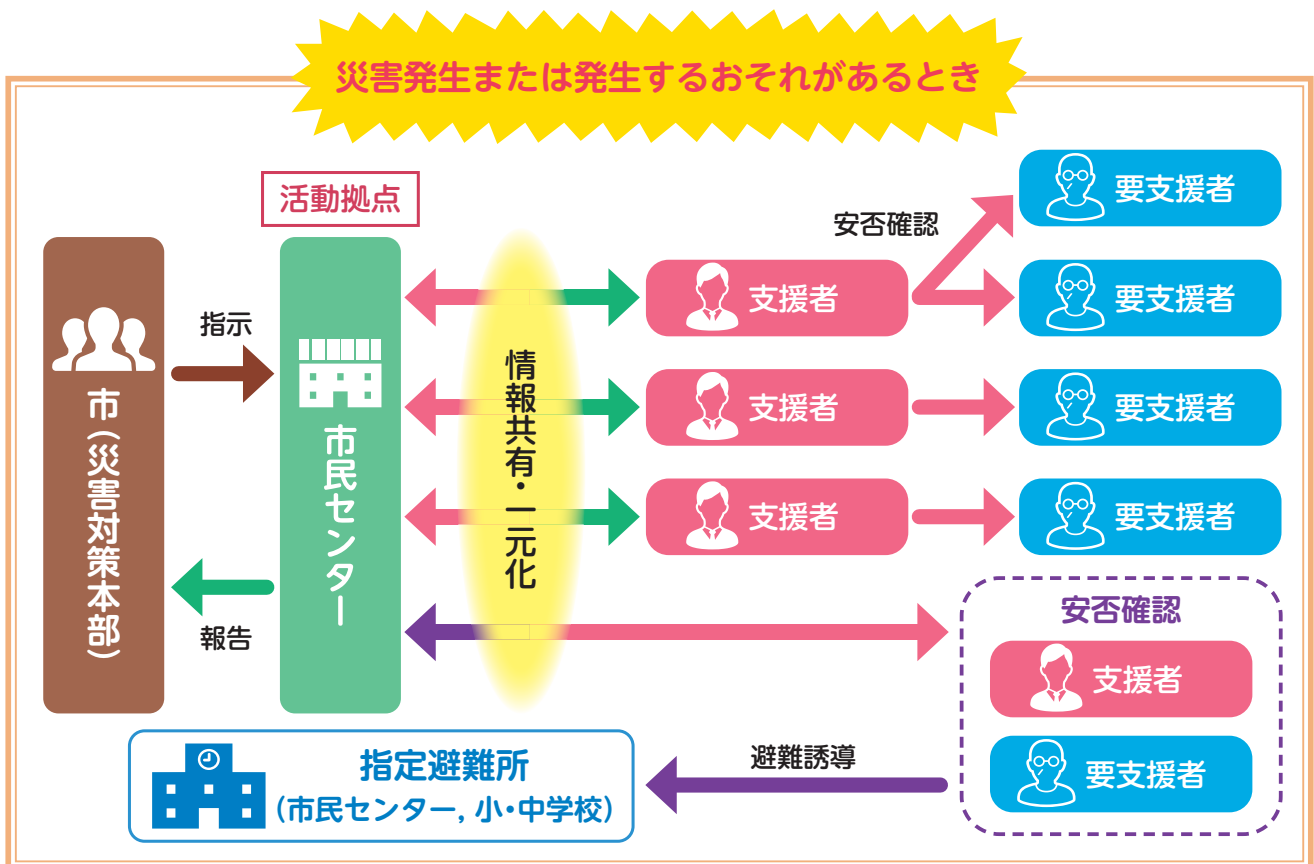
災害時避難行動要支援者制度

◆制度の概要

- ◎水戸市では、東日本大震災の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者など、在宅の方で、災害時に自力で避難することが困難なため、安否確認や避難支援などを必要とする方の名簿を作成しています。
- ◎この支援対策では、大地震や大型台風の上陸など、被害が予想される災害時に、名簿に登録した方を優先して、支援者※が安否確認などを行います。
- ◎65ページに記載した水戸市で定めている要件にとらわれることなく、どなたでも名簿に登録することができます。
- ◎優先した支援を希望される方は、支援者に、普段から個人情報を提供することに同意していただく必要があります。

※支援者とは、市職員や自主防災組織（地区会）など、災害時に安否確認や避難誘導を行う者です。
詳細については、65ページ記載の「あなたの個人情報をお知らせする支援者」をご覧ください。
※すでにご登録していただいた方につきましては、改めてご申請いただく必要はありません。

◆災害時の支援のイメージ図



※災害の状況により、市から直接要支援者の方へ電話するなど、上記によらない場合があります。



◆水戸市で定めている要件

- 介護保険の要介護2以上の方
- 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- 療育手帳(A・A)の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 市の支援を受けている難病患者の方

◆登録にあたっての注意事項

- ◎名簿への登録を希望される方は、お手数ですが下記までお問い合わせください。
なお、水戸市で定めている要件に該当する方については、個別に制度のご案内をお送りし、支援に関する希望の有無等を確認しているところです。
- ◎名簿への登録は、ご自宅など、在宅で生活されている方が対象となります。
- ◎あなたの個人情報をお知らせする支援者は、下記の方々です。
 - ・市職員
 - ・自主防災組織(地区会)
 - ・市消防本部
 - ・市消防団
 - ・水戸警察署
 - ・民生委員
 - ・地域包括支援センター
 - ・市社会福祉協議会
- ◎支援者にお知らせする「あなたの個人情報」は、下記のとおりです。
 - ・氏名
 - ・住所または居所
 - ・生年月日
 - ・電話番号(緊急時連絡先等)
 - ・支援を必要とする理由 など
- ◎災害時以外にも、民生委員などの地域の支援者や、市の職員が、ご登録者の状況に変わりがないかについて確認するため、お電話やご訪問をさせていただく場合があります。
- ◎災害の状況によっては、支援者が被災していることも想定されます。
名簿への登録が必ずしも災害時の支援を約束するものではないことをご理解ください。

◆申請窓口・問合せ先
福祉総務課 ☎ 232-9169